

秋田駅西北地区 区画整理だより

Communication
第 28 号
2016年5月18日

“ともに作り ともに生きる人・まち・暮らし”
発行 秋田駅東地区土地区画整理事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)834-2204 Fax (018)832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.akita.jp

平成28年度事業について

引き続き、都市計画道路「千秋山崎線」の全面開通に向けて、都市計画道路の一部築造と建物移転を中心に事業を進めます。

<予算額>

秋田駅西北地区土地区画整理事業	448,542	千円
秋田駅西北地区土地区画整理事業事業推進用地費	21,000	千円
合 計	469,542	千円

秋田駅西北地区	27年度末	28年度末
進捗率(事業費ベース)	約52.2%	約55.6%(見込み)

- ◆道路整備 都市計画道路1路線の整備工事
- ◆建物移転 2戸
- ◆その他 都市計画道路千秋山崎線のJR横断部(地下道)の道路設計
建物調査、測量等

平成5年度から平成27年度までの事業費の推移(補正を含む)

(百万円未満切捨)

年 度	事 業 費	年 度	事 業 費
平成5年度	48百万円	平成17年度	240百万円
平成6年度	600百万円	平成18年度	205百万円
平成7年度	442百万円	平成19年度	718百万円
平成8年度	450百万円	平成20年度	391百万円
平成9年度	153百万円	平成21年度	234百万円
平成10年度	465百万円	平成22年度	311百万円
平成11年度	404百万円	平成23年度	25百万円
平成12年度	802百万円	平成24年度	188百万円
平成13年度	270百万円	平成25年度	127百万円
平成14年度	185百万円	平成26年度	46百万円
平成15年度	128百万円	平成27年度	283百万円
平成16年度	156百万円		

◆ 4月1日付け人事異動による駅東工事事務所の新体制です。

※ ○印は転入者となっております。

所長	○進藤 康幸
参事	菊地 聡、中島 芳美
計画工事担当	大友主席主査、○藤島主査、三浦主任、佐々木主任
換地担当	○佐藤主席主査、加賀谷主席主査、奈良主査
補償担当	鳥海主席主査、佐々木主査、鈴木主査、佐藤主査、高橋主任、○川上技師

※ 各担当業務内容は以下のとおりです。

計画工事担当	工事設計および施工、事業計画・予算等の業務
換地担当	土地評価、換地計画等の業務
補償担当	建物および工作物の補償、その他事業に伴う損失の補償、移転計画等の業務

以上の新体制で皆様のご理解を得ながら事業の推進に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、事業に関するご質問のほか、下水道や私道整備など生活環境に関するご意見、ご要望等がございましたら当事務所までご連絡ください。

◆道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら当事務所（電話 834-2204）や中央市民サービスセンター（電話 888-5640）までご連絡ください。

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。（事業の紹介、話題や予定、事業に関する申請用紙等）

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

* 電子メール(E-mail)のアドレスは ro-urek@city.akita.akita.jp となっております。

☆ 主な内容 ☆

- 事業概要
- 関連情報
 - ・ 予算概要
 - ・ 公共施設整備内容と進捗率
 - ・ 事業説明会について
 - ・ 区画整理だよりについて
 - ・ 工事施工状況
 - ・ 道路施工済箇所
 - ・ 各種届出様式
 - ・ よく寄せられる質問・要望などについて

土地売買・権利変動等に関するQ & A

Q 1 土地を売買することは可能か。

A 1 仮換地指定の有無にかかわらず、売買することは可能です。ただし、いくつかの土地をまとめて仮換地に反映している場合があります。売買する予定がある場合は、事前に事務所にご相談ください。（地権者以外の方が相談する場合は、地権者からの委任状が必要となります。）

Q 2 仮換地を分筆して売買したいがどうすればよいか。

A 2 仮換地の分割、および従前地の地積測量図の作成等、施行者の技術的助言が必要となりますので事務所にご相談ください。

Q 3 所有権に変更があった場合は、届出が必要か。

A 3 建物移転の連絡、区画整理だより等、事務所よりお知らせをする場合がありますので、所有権に変更がありましたら、ホームページに掲載している所有権移転届出書にご記入のうえ、必要書類を添付して事務所に提出をお願いします。

Q 4 土地の名義が故人になっているが、事業による移転等に支障はあるか。

A 4 故人から名義が変わっていない場合、仮換地指定や移転契約の際にすべての法定相続人（権利者）の了承が必要になり、事業に支障をきたす場合がありますので相続の手続きをお願いします。

Q 5 仮換地指定通知は再発行してもらえるか。

A 5 再発行はできませんので事業の終了まで大切に保管してください。

Q 6 固定資産税が移転前の土地面積での請求なのですが。

A 6 固定資産税については、使用収益の開始日の翌年より仮換地の面積で課税されることとなります。使用収益の開始日の通知は、移転後、仮換地の周りの工事がほぼ完了した際に送付させていただいております。

Q 7 自分の土地以外の移転先が知りたい。

A 7 個人情報として扱っているため、地権者からの委任状がない限りお答えすることは出来ませんのでご了承ください。

Q 8 土地登記の書き換えは誰がするのですか。

A 8 従前地の表題部（所在地、地目、地積等）を、事業終了時（換地処分時）に施行者である市が換地に合わせて一括で書き換えをします。ただし、所有権の移転等権利部に関してはご自身で書き換えすることとなります。

その他、ご不明な点がございましたら、当事務所へお問い合わせ下さい。

平成28年度道路整備予定箇所
 (27年度繰越し箇所を含む)

